

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律の一部を改正する法律案要綱

第一 第一種特定製品の廃棄等に関する規制の見直し

一 第一種特定製品の廃棄等を行おうとする第一種特定製品の管理者（以下「第一種特定製品廃棄等実施者」という。）は、主務省令で定めるところにより、第一種フロン類充填回収業者が当該第一種特定製品にフロン類が充填されていないことを確認した場合を除き、第一種フロン類充填回収業者に対し、当該製品に冷媒として充填されているフロン類を引き渡さなければならないものとし、当該引渡義務違反について、罰則を設けること。

（第四十一条及び第四百四条第二号関係）

二 建築物その他の工作物の全部又は一部を解体する建設工事（以下「解体工事」という。）を発注し、うとする第一種特定製品の管理者（以下「特定解体工事発注者」という。）から直接当該解体工事を請け負おうとする建設業者（以下「特定解体工事元請業者」という。）は、当該建築物その他の工作物における第一種特定製品の設置の有無について確認を行うとともに、当該特定解体工事発注者に対し、当該確認の結果について、書面を交付して説明しなければならないこととされているところ、当該特定解体工事元請業者及び特定解体工事発注者は、それぞれ当該交付をした書面の写し又は当該交付を受けた

書面を主務省令で定める期間保存しなければならないものとする。

(第四十二条第一項及び第三項関係)

三 第一種特定製品廃棄等実施者から第一種フロン類充填回収業者へのフロン類の引渡しに関する書面の交付義務及び保存義務について、それらの違反に罰則を設けること。

(第四十三条、第四十五条及び第二百五条第二号から第四号まで関係)

四 第一種特定製品廃棄等実施者は、第一種特定製品の解体その他の処分を目的とした引取り又はその全部若しくは一部を原材料若しくは部品その他の製品の一部として利用することを目的とした有償又は無償による譲受け(以下「引取り等」という。)を行おうとする者(以下「第一種特定製品引取等実施者」という。)(以下「第一種特定製品を引き渡すときは、当該第一種特定製品引取等実施者(第一種フロン類充填回収業者である場合に限る。)(以下「フロン類の引渡しを行う場合その他主務省令で定める場合を除き、当該第一種特定製品引取等実施者に引取証明書の写しを交付しなければならないものとする。」とすること。))

(第四十五条の二第一項関係)

五 第一種特定製品引取等実施者は、当該引取り等に係る第一種特定製品の処分を他人に再委託し、又は

当該引取り等に係る第一種特定製品の全部若しくは一部を原材料若しくは部品その他の製品の一部として利用することを目的として他人に譲渡するときは、当該第一種特定製品の処分の再委託又は譲渡を受けた者に当該第一種特定製品に係る引取証明書の写しを回付するとともに、交付又は回付を受けた引取証明書の写しを主務省令で定める期間保存しなければならないこととし、それらの違反に罰則を設けること。

（第四十五条の二第二項及び第三項並びに第百五条第五号及び第六号関係）

六 何人も、一により第一種フロン類充填回収業者が第一種特定製品にフロン類が充填されていないことを確認した場合又は四若しくは五により引取証明書の写しの交付若しくは回付を受けた場合その他第一種特定製品に冷媒として充填されているフロン類が放出されるおそれがないものとして主務省令で定める場合のほか、第一種特定製品の引取り等を行ってはならないこととし、その違反に罰則を設けること。

（第四十五条の二第四項及び第百四条第三号関係）

第二 都道府県の監督権限の拡充

一 都道府県知事は、第一種特定製品廃棄等実施者又は第一種特定製品引取等実施者が第一の四から六までの規定を遵守していないと認めるときは、これらの者に対し、必要な措置を講ずべき旨の勧告をする

ことができるものとし、これらの者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかつたときは、これらの者に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができるものとする。

(第四十九条第五項及び第八項関係)

二 都道府県知事による報告徴収の対象に特定解体工事元請業者及び第一種特定製品引取等実施者を、立入検査の対象にそれらの事務所又は事業所、第一種特定製品の引取り等を行う場所及び解体工事に係る建築物その他の工作物又は解体工事の場所を加えること。

(第九十一条及び第九十二条関係)

三 都道府県知事は、この法律の目的を達成するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長又は関係地方公共団体の長に対し、必要な資料の送付その他の協力を求めることができるものとする。

(第九十三条第二項関係)

第三 その他

一 都道府県は、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化を推進するために必要な措置について協議するための協議会を組織することができるものとする。

(第九十九条の二関係)

二 その他所要の規定の整備を行うこと。

第四 附則

一 この法律の施行期日について定めること。

（附則第一条関係）

二 この法律の施行に伴う所要の経過措置等を定めること。

（附則第二条及び第三条関係）

三 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後のフロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（以下「新法」という。）の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、新法の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

（附則第四条関係）